



（別紙）

共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び本人確認に関する調査の集計結果

○調査実施概要

- ①対象団体：公共下水道管理者及び東京都23区（1,449 団体）
- ②実施時期：令和3年1月19日～令和3年2月19日
- ③回答状況：回収率： 97.4% （ 1,449 団体中 1,411 団体から回答あり ）

A. 共有私道への排水設備設置に対する助成制度の申請について

a. 排水設備の設置に対する助成制度について

1. 排水設備の設置に対する助成制度を設けているか。

- ①設けている 404 団体（28.6%）
- ②設けていない 1,007 団体（71.4%）

2. 一筆の共有私道に排水設備を設置する場合にも、助成制度の対象としているか。

（1. で①と回答した場合）

- ①対象としている 331 団体（81.9%）
- ②対象としていない 73 団体（18.1%） n=404

b. 共有者の同意の範囲について

3. 助成の申請書類に、共有私道の共有者の同意書の添付を求めているか。

（2. で①と回答した場合）

- ①求めている 200 団体（60.4%）
- ②求めていない 131 団体（39.6%） n=331

4. 助成の申請書類に、同意書の添付を求めている共有私道の共有者の範囲はどこまでか。

（3. で①と回答した場合）

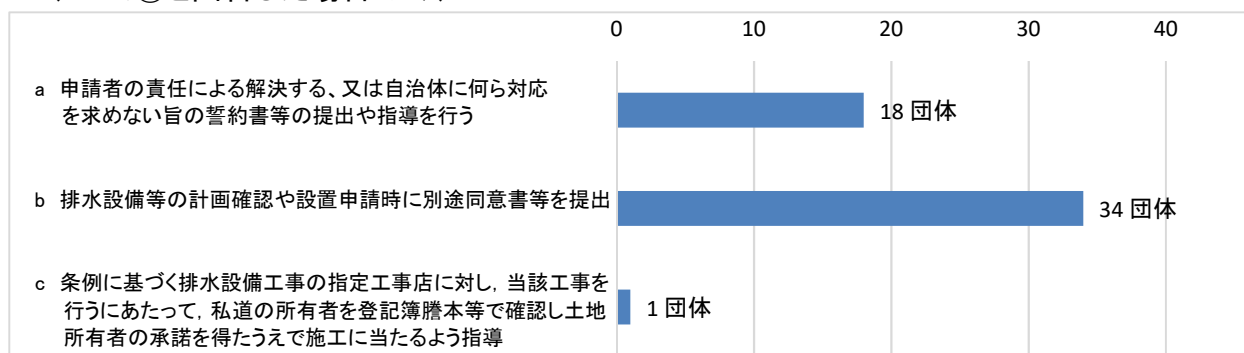
- ①全員 153 団体（76.5%）
- ②所在不明の共有者を除き全員 34 団体（17.0%）
- ③一定割合（過半数等） 4 団体（2.0%）
- ④その他 9 団体（4.5%） n=200

5. 助成の申請書類に、共有私道の共有者全員の同意書を求めることについて、見直しの予定はあるか。（4. で①と回答した場合のみ）

- ①現在見直し中 0 団体（0.0%）
- ②今後見直す予定 1 団体（0.7%）
- ③見直しの要否について検討中 20 団体（13.1%）
- ④見直す予定なし 132 団体（86.3%） n=153

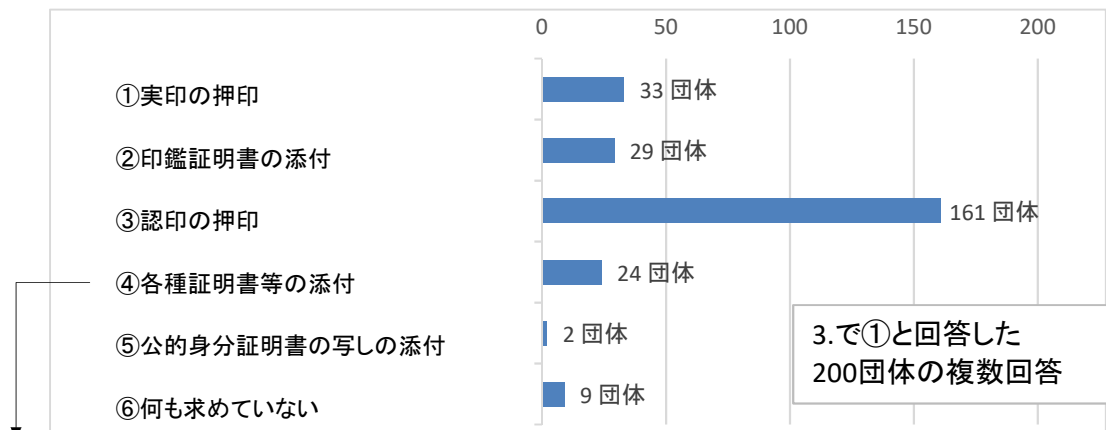
6. 助成の申請書類に、共有私道の共有者の同意書の添付を求める以外の方法で、住民同士の紛争の未然防止を図っている取組があれば、その内容について自由記載。

（3. で②と回答した場合のみ）



c. 同意者の本人確認のための押印・添付書類について

7. 助成の申請書類に添付を求めている共有私道の共有者の同意書について、押印や証明書類の添付を必要としているか。(複数選択可)(3.で①と回答した場合のみ)

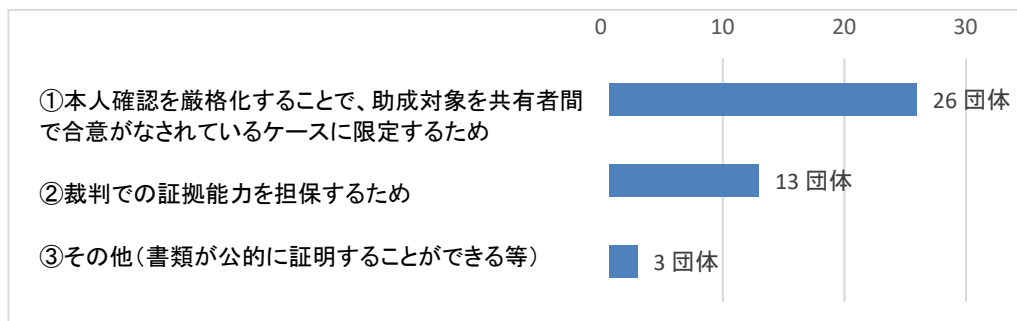


④各種証明書等の添付 (自由記載)

- ・納税証明書、未納(滞納)がないことの証明、完納証明、税務調査承諾書 13件
- ・住民票 1件

※上記の他に、本人確認のための書類ではないが、登記簿謄本、登記事項証明書、地図、地図に準ずる図面(公図、字図)、工事調書、付近見取図、現況実測図、維持管理に関する誓約書、委任状等の回答があった。

8. 助成の申請書類に、印鑑登録証明書の添付を必要としている理由(複数選択可)(7.で「②印鑑登録証明書の添付」を選択した場合のみ)



d. 押印等の見直しについて

9. 助成の申請書類などに、実印、印鑑登録証明書の添付を求めることについて見直す予定はあるか(7.で①、②のいずれかを選択した場合のみ)

- | | |
|----------------|---------------|
| ①現在見直し中 | 1 団体 (3.0%) |
| ②今後見直す予定 | 0 団体 (0.0%) |
| ③見直しの要否について検討中 | 11 団体 (33.3%) |
| ④見直す予定はない | 21 団体 (63.6%) |

n=33

10. 見直し内容について自由記載 (9で、①、②のいずれかを選択した場合のみ)

- ・押印を廃止する(自署のみとする 等)

B. 共有私道への排水設備設置届出等について

※ B問11以降の回答について、使用者が設置する個人所有の排水設備ではなく、地方公共団体が設置する公共下水道の排水施設と誤認して回答されたものが一定数あった。なお、回答内容の修正は行っていない。

a. 同意を取るべき私道共有者の範囲について

11. 共有私道への排水設備の設置届出等に、私道共有者の同意書の添付を求めているか。

- | | |
|---------|------------------|
| ①求めている | 1,020 団体 (72.3%) |
| ②求めていない | 390 団体 (27.7%) |

12. 同意書の添付を求めている私道共有者の範囲はどこまでか。

(11. で①と回答した場合のみ)

- | | |
|----------------|----------------|
| ①全員 | 737 団体 (72.3%) |
| ②所在不明の共有者を除き全員 | 199 団体 (19.5%) |
| ③過半数など一定割合 | 14 団体 (1.4%) |
| ④その他 | 70 団体 (6.9%) |

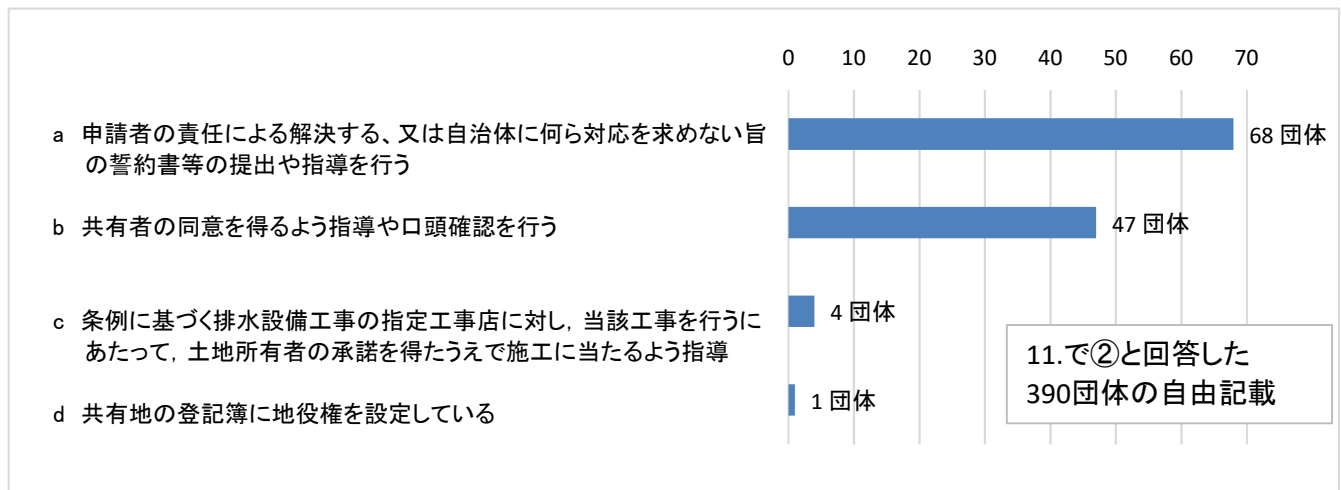
n=1,020

13. 共有私道の共有者全員の同意書の添付を求めていることについて、見直しの予定はあるか。(12. で①と回答した場合のみ)

- | | |
|----------------|----------------|
| ①現在見直し中 | 3 団体 (0.4%) |
| ②今後見直す予定 | 5 団体 (0.7%) |
| ③見直しの要否について検討中 | 67 団体 (9.1%) |
| ④見直す予定なし | 662 団体 (89.8%) |

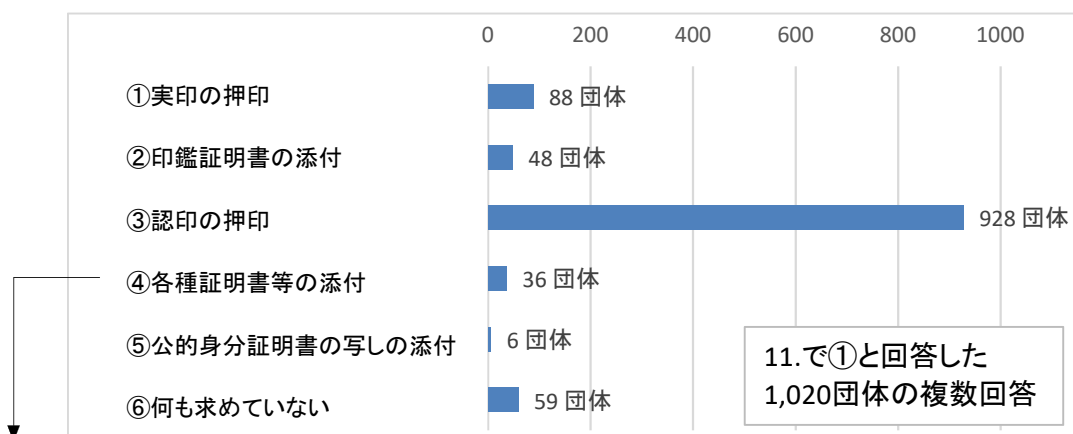
n=737

14. 共有私道への排水設備の設置届出等に、共有私道の共有者の同意書の添付を求める以外の方法で、住民同士の紛争を未然に防ぐ取組みを行っていれば、その内容について自由記載(11. で②と回答した場合のみ)



b. 本人確認のための押印・添付書類について

15. 同意者の本人確認のために、同意書への押印や証明書類の添付を求めているか。
(複数選択可)(11. で①と回答した場合のみ)

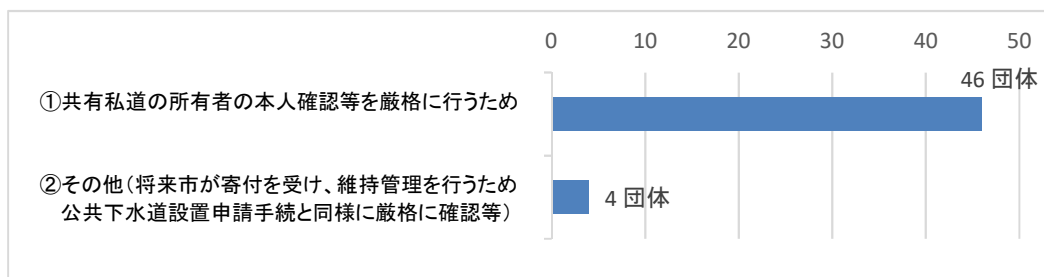


④各種証明書等の添付 (自由記載)

- ・納税証明書 2件
- ・住民票 2件

※上記の他に、本人確認のための書類ではないが、登記簿謄本、登記事項証明書、地図、地図に準ずる図面(公図、字図)、工事調書、付近見取図、現況実測図、所有者不明の確約書等の回答があった。

16. 申請書類に、印鑑登録証明書の添付を必要としている理由(複数選択可)
(15. で「②印鑑登録証明書の添付」を選択した場合のみ)



c. 押印等の見直しについて

17. 同意書への押印、印鑑登録証明書の添付を求めることについて、見直す予定はあるか
(15. で①、②のいずれかを選択した場合のみ)

- | | | |
|----------------|-------|---------|
| ①現在見直し中 | 5 団体 | (5.7%) |
| ②今後見直す予定 | 0 団体 | (0.0%) |
| ③見直しの要否について検討中 | 23 団体 | (26.1%) |
| ④見直す予定はない | 60 団体 | (68.2%) |

n=88

18. 見直し内容について自由記載 (17.で、①、②のいずれかを選択した場合のみ)

- ・押印を廃止する(自署のみとする 等)

共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び本人確認に関する調査の集計結果のポイント -排水設備設置助成制度関係-

調査概要

- ①対象団体：公共下水道管理者及び東京都23区(計1,449団体)
- ②回答状況：回収率：97.4% (1,449 団体中1,411団体から回答あり)

集計結果のポイント

○共有私道での排水設備設置助成制度を有する331団体中、**私道共有者の同意書の提出を求めている団体は200団体**。同意書を求める共有者の範囲は「**全員**」が**153団体**で、「**所在不明の共有者を除き全員**」※は**34団体**にとどまった。

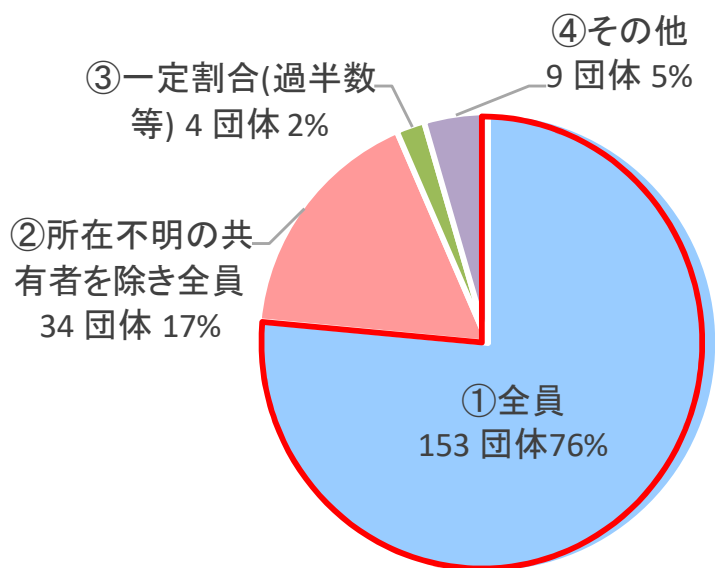
※「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書 ～所有者不明私道への対応ガイドライン～」(共有私道の保存・管理等に関する事例研究会(法務省)、平成30年1月)では、共有者の一部に所在不明の者がある共有私道について、排水設備を設置する際には、必ずしも私道共有者全員の同意を得る必要がない場合があり得ることが示されている。

○同意者の本人確認手法としては、「**認印の押印**」※が**161団体**で最も多い。

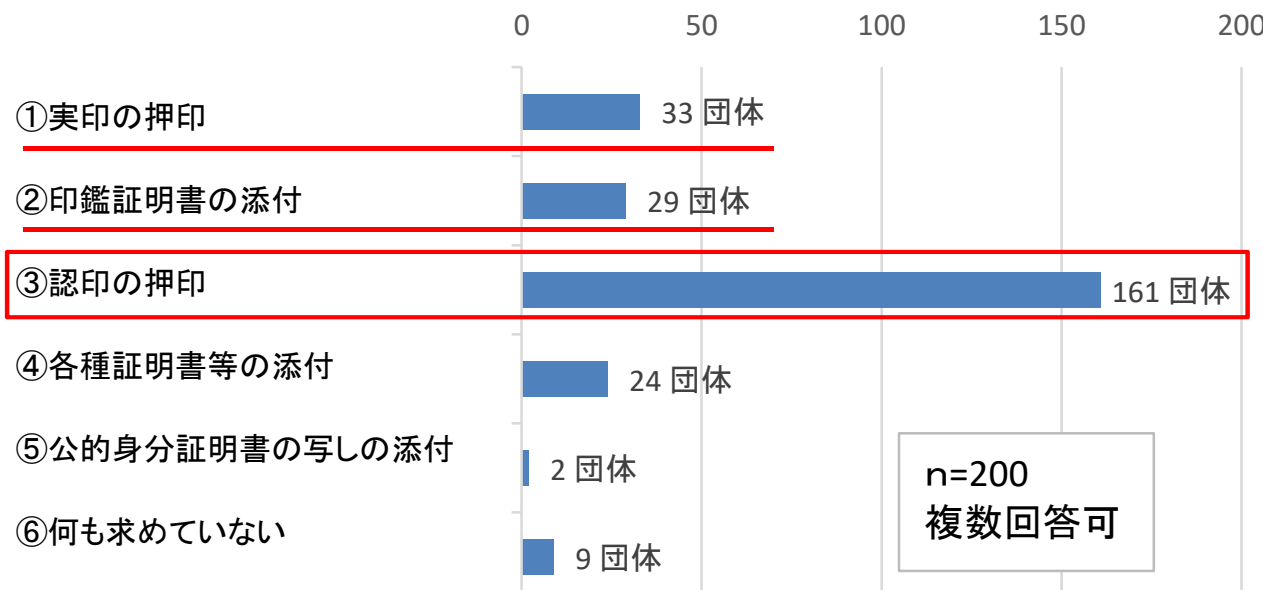
「**実印の押印**」は**33団体**、そのうち「**印鑑登録証明書の添付**」も求めている団体は**29団体**であった。

※ 国の行政手続きにおいては、認印の押印は全廃の見通し。内閣府が策定した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」令和2年12月18日)では、押印見直しの判断基準として「登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止します。」とされている。

同意書を求めている私道共有者の範囲 (設問4)



同意者の本人確認のための押印・添付書類 (設問7)



共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び本人確認に関する調査の集計結果のポイント - 排水設備設置申請関係 -

調査概要

- ①対象団体：公共下水道管理者及び東京都23区(計1,449団体)
- ②回答状況：回収率：97.4% (1,449 団体中1,411団体から回答あり)

集計結果のポイント

○共有私道への排水設備設置申請時に、**私道共有者の同意書の提出を求めている団体は1,020団体**。

同意書を求める共有者の範囲は「**全員**」が737団体で、「**所在不明の共有者を除き全員**」※は199団体にとどまった。

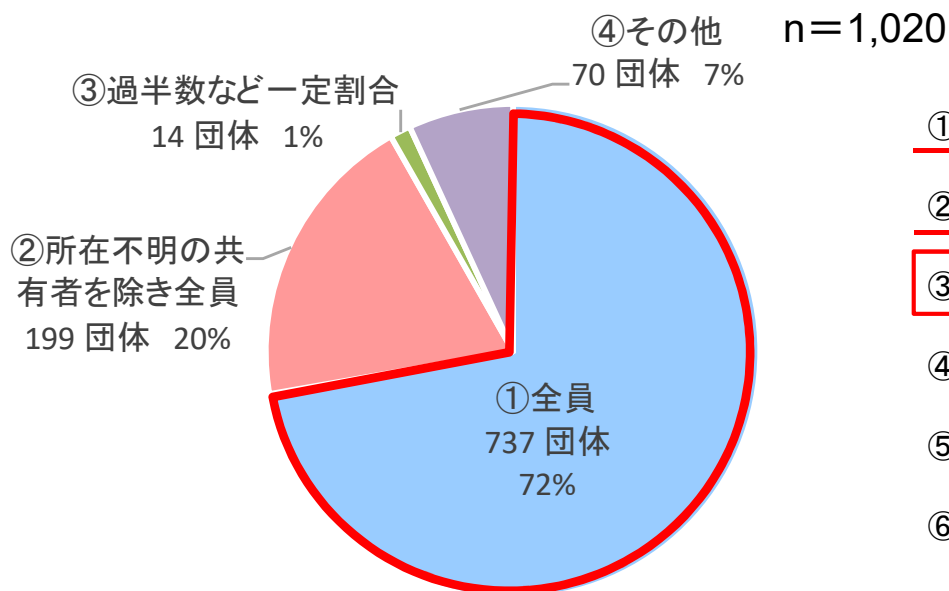
※「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～」(共有私道の保存・管理等に関する事例研究会(法務省)、平成30年1月)では、共有者の一部に所在不明の者がある共有私道について、排水設備を設置する際には、必ずしも私道共有者全員の同意を得る必要がない場合があり得ることが示されている。

○同意者の本人確認手法としては、「**認印の押印**」※が928団体で最も多い。

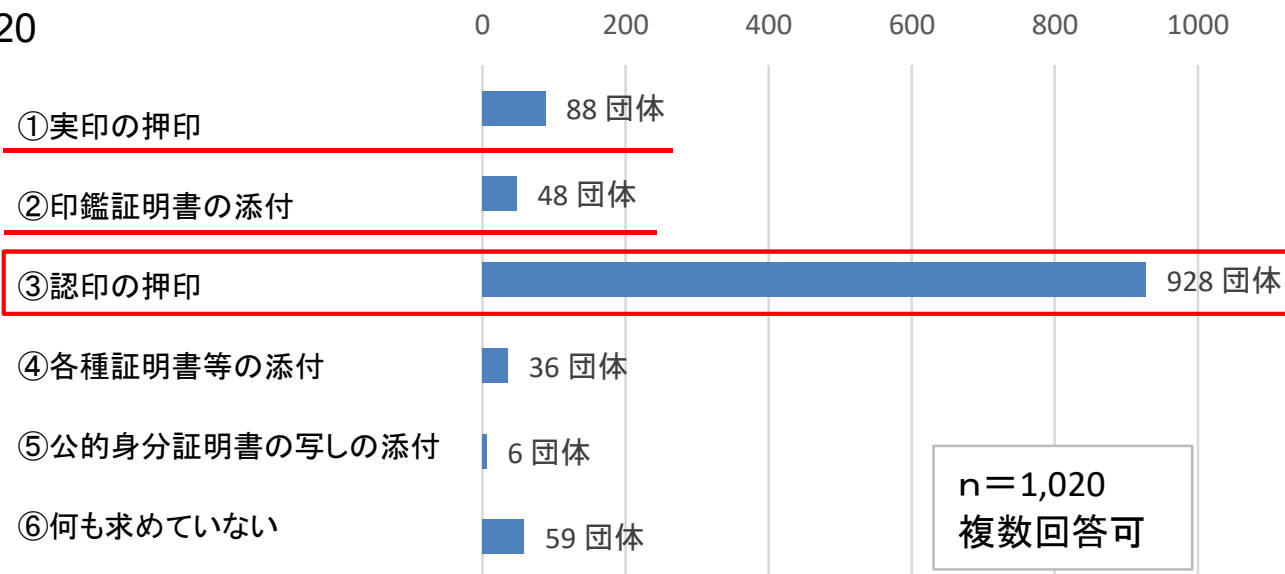
「**実印の押印**」は88団体、そのうち「**印鑑登録証明書の添付**」も求めている団体は48団体であった。

※ 国の行政手続きにおいては、認印の押印は全廃の見通し。内閣府が策定した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」令和2年12月18日)では、押印見直しの判断基準として「登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止します。」とされている。

同意書を求めている私道共有者の範囲 (設問12)



同意者の本人確認のための押印・添付書類 (設問15)



共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意
及び本人確認に関する調査（設問）

A 共有私道への排水設備設置に対する助成制度の申請について

a. 排水設備の設置に対する助成制度について

1. 排水設備の設置に対する助成制度を設けているか。

- ①設けている（⇒2. へお進みください）
- ②設けていない（⇒設問B 1 1. へお進みください）

2. （1. で①と回答した場合のみ）

一筆の共有私道に排水設備を設置する場合にも、助成制度の対象としているか。

- ①対象としている（⇒3. へお進みください）
- ②対象としていない（⇒設問B 1 1. へお進みください）

b. 共有者の同意の範囲について

3. （2. で①と回答した場合のみ）

助成の申請書類に、共有私道の共有者の同意書の添付を求めているか。

- ①求めている（⇒4. へお進みください）
- ②求めていない（⇒6. へお進みください）

4. （3. で①と回答した場合のみ）

助成の申請書類に、同意書の添付を求めている共有私道の共有者の範囲はどこまでか。

- ①全員（⇒5. へお進みください）
- ②所有者不明の共有者を除き全員
- ③一定割合（過半数等）
- ④その他

5. （4. で①と回答した場合のみ）

助成の申請書類に、共有私道の共有者全員の同意書を求めることについて、見直しの予定はあるか。（⇒①～④を選択後、7. へお進みください）

- ①現在見直し中
- ②今後見直す予定
- ③見直しの要否について検討中
- ④見直す予定なし

6. （3. で②と回答した場合のみ）

助成の申請書類に、共有私道の共有者の同意書の添付を求める以外の方法で、住民同士の紛争の未然防止を図っている取組があれば、その内容について自由記載（例：問題が生じた際は、申請者が責任をもって解決に取り組み、自治体に何ら対応を求めない旨の誓約書を提出させている。）

c. 同意者の本人確認のための押印・添付書類について

7. (3. で①と回答した場合のみ)

助成の申請書類に添付を求めている共有私道の共有者の同意書について、押印や証明書類の添付を必要としているか。(複数選択可)

- ①実印の押印
- ②印鑑登録証明書の添付 (⇒②を選択した場合、8. へお進みください)
- ③認印の押印
- ④各種証明書等の添付(自由記載 例：納税証明書)
- ⑤公的身分証明書の写しの添付
- ⑥何も求めていない

8. (7. で「②印鑑登録証明書の添付」を選択した場合のみ)

助成の申請書類に、印鑑登録証明書の添付を必要としている理由(複数選択可)

- ①本人確認を厳格化することで、助成対象を共有者間で合意がなされているケースに限定するため
- ②裁判での証拠能力を担保するため
- ③その他(自由記載)

d. 押印等の見直しについて

9. (7. で①、②のいずれかを選択した場合のみ)

助成の申請書類などに、実印、印鑑登録証明書の添付を求めることについて見直す予定はあるか

- ①現在見直し中 (⇒10. へお進みください)
- ②今後見直す予定 (⇒10. へお進みください)
- ③見直しの要否について検討中
- ④見直す予定はない

10. (9で、①、②のいずれかを選択した場合のみ)

見直し内容について自由記載

B共有私道への排水設備設置届出等について

a. 同意を取るべき私道共有者の範囲について

1 1. 共有私道への排水設備の設置届出等に、私道共有者の同意書の添付を求めているか。

- ①求めている (→1 2. へお進みください)
- ②求めていない (→1 4. へお進みください)

1 2. (1 1. で①と回答した場合のみ)

同意書の添付を求めている私道共有者の範囲はどこまでか。

- ①全員 (→1 3. へお進みください)
- ②行方不明の共有者を除き全員 (→1 5. へお進みください)
- ③過半数など一定割合 (→1 5. へお進みください)
- ④その他 (→1 5. へお進みください)

1 3. (1 2. で①と回答した場合のみ)

共有私道の共有者全員の同意書の添付を求めていることについて、見直しの予定はあるか。(→①～④を選択後、1 5. へお進みください)

- ①現在見直し中
- ②今後見直す予定
- ③見直しの要否について検討中
- ④見直す予定なし

1 4. (1 1. で②と回答した場合のみ)

共有私道への排水設備の設置届出等に、共有私道の共有者の同意書の添付を求める以外の方法で、住民同士の紛争を未然に防ぐ取組みを行っていけば、その内容について自由記載 (→設問 B へ)

(例：問題が生じた際は、申請者が責任をもって解決に取り組み、自治体に何ら対応を求めない旨の誓約書を提出させている。等)

b. 本人確認のための押印・添付書類について

1 5. (1 1. で①と回答した場合のみ)

同意者の本人確認のために、同意書への押印や証明書類の添付を求めているか。(複数選択可)

- ①実印の押印
- ②印鑑登録証明書の添付 (→6. へお進みください)
- ③認印の押印
- ④各種証明書等の添付(自由記載 例：納税証明書)
- ⑤公的身分証明書の写しの添付
- ⑥何も求めていない

1 6. (1 5. で「②印鑑登録証明書の添付」を選択した場合のみ)

申請書類に、印鑑登録証明書の添付を必要としている理由(複数選択可)

- ①共有私道の所有者の本人確認等を厳格に行うため
- ②その他(自由記載)

c. 押印等の見直しについて

17. (15. で①、②のいずれかを選択した場合のみ)

同意書への押印、印鑑登録証明書の添付を求めることについて、見直す予定はあるか

- ①現在見直し中
- ②今後見直す予定
- ③見直しの要否について検討中
- ④見直す予定はない

18. (17. で、①、②のいずれかを選択した場合のみ)

見直し内容について自由記載

以 上